

令和6年度施行

業務説明書（公示用）

業務名 道路清掃業務（A地区）

令和5年 12月 単価適用

札幌市建設局土木部

札幌市

令和6年度  
札幌市 道路清掃業務 工区割図



令和6年度  
札幌市道路清掃業務仕様書

札幌市建設局土木部道路維持課

## 目 次

第1節 総則	
1. 適用範囲	1
2. 用語の定義	1
3. 安全管理等	1
4. 作業の実施報告等	1
5. 業務の実施から完了までの事務手続き	2
6. 作業実施における留意事項	2
第2節 道路清掃業務（通常期）	
1. 業務内容	5
2. 作業の指示等	5
3. 作業実施要領	6
第3節 道路清掃業務（融雪期）	
1. 業務内容	9
2. 作業の指示等	9
3. 作業実施要領	9
第4節 給水栓取扱要領	
1. 遵守事項	10
2. 給水栓の使用、保守及び点検	10
3. 給水栓所在地	11
第5節 洗浄及び散水基準	11
第6節 その他	
1. 作業対象路線及び作業予定期間	12
2. 写真管理基準	12
3. 道路清掃標準頻度	13
4. 作業日程の変更	13
5. 積算に使用している追加単価について	14

# 第 1 節 総 則

道路清掃業務は、『道路の機能及び美観の保持並びに沿道環境の保全』を目的として行うものであり、業務委託の実施にあたっては、業務の目的を十分に理解し、効果的かつ適正に業務を遂行するよう努めなければならない。

## 1 適用範囲

本仕様書は、札幌市建設局土木部道路維持課が発注する道路清掃業務に適用する。

## 2 用語の定義

- (1) 担当職員とは、業務主任及び副主任である札幌市の職員をいい、業務に関する事務を担当し、受託者との連絡・調整を行う。
- (2) 指示とは、担当職員が受託者に対して業務の方法等を示し、実施させることをいう。
- (3) 報告とは、受託者が担当職員に対して業務上の実績や状況、連絡事項等を知らせることをいい、必要に応じて担当職員との協議を行う。

## 3 安全管理等

- (1) 作業の従事にあたっては、事故の防止に細心の注意を払い、関連法規の遵守はもとより道路交通法及び道路運送車両法に基づく安全運転管理者及び整備管理者等を配置し、運行管理体制を整えるものとする。
- (2) 業務実施にあたり、関係官庁等に対する必要な諸手続きは、受託者において速やかに行うものとする。
- (3) 業務実施に伴い特別な交通規制等が必要となる場合は、事前に担当職員と協議するものとする。
- (4) 作業実施において自動車事故等が発生したときは、安全確保、負傷者の救助を第一優先とし、適切かつ迅速に対処するものとする。また、遅滞なくその状況を担当職員に連絡し、速やかに事故報告書、事故現場見取図（様式 7、7-1）、位置図、状況写真を提出するものとする。

## 4 作業の実施報告等

- (1) 毎日の作業の実施については、作業終了後、速やかに次の書類により担当職員へ報告を行うものとする。
  - ① 道路清掃業務作業日報（様式 5）
  - ② 道路清掃業務作業路線内訳書（様式 5-1、5-2、5-3、5-4）
  - ③ 清掃作業に使用した車両のタコグラフチャート紙
  - ④ 収集土砂等の計量証明書
  - ⑤ 汚泥の中間処理・最終処分施設への搬入状況写真及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）
  - ⑥ 下水道高度処理水使用実績表の報告（様式 8）
- (2) 担当職員の指示により臨時で清掃する場合は、路面清掃作業（緊急）として計上し、上記（1）によるほか、写真（作業前・作業中・作業後）により担当職員へ報告を行うものとする。

## 5 業務の実施から完了までの事務手続き

契約締結後における業務実施に伴う事務手続きは、次によるものとする。

- (1) 業務着手届 (様式1)
- (2) 現場代理人届 (様式2)
  - ① 同届には、当該代理人に係る経歴書(様式2-1)を添付すること。
  - ② 現場代理人を変更する場合は、現場代理人変更届(様式2-2)を提出すること。
- (3) 業務日程表 (様式3)
  - ① 同届には、日程表(様式3-1)を添付すること。

※ 上記(1)～(3)を一括に綴じ、それぞれ割印のうえ、契約締結後速やかに提出すること。

- (4) その他各種届 (様式4)
  - ① 安全運転管理者及び整備管理者届 (様式4-1)
  - ② 使用車両届 (様式4-2)
  - ③ 給水栓使用及び鍵借用申請書 (様式4-3)
  - ④ ごみ重量計量IDカード借用書 (様式4-4)
  - ⑤ 型式証明書
  - ⑥ 道路使用許可証の写し
  - ⑦ 産業廃棄物収集運搬業許可証及び許可車両一覧表の写し  
※ 上記届を一括に綴じること。また、安全運転管理者、整備管理者及び使用車両を変更する場合は、変更届等(様式4-5、4-6)を速やかに提出すること。
  - ⑧ 産業廃棄物処分業許可証の写し

### (5) 作業路線日程表及び図面

受託者は、業務の作業路線日程表及び図面を、融雪期、通常期(4月中旬～11月下旬)の期間毎に作成すること。

※ 上記(4)、(5)は、契約締結後速やかに提出すること。

- (6) 協議簿(様式11)
- (7) 完了届 (様式6)
- (8) 写真帳 (第6節 2 写真管理基準による)
- (9) 道路清掃業務作業内訳書 (様式6-1、6-2)

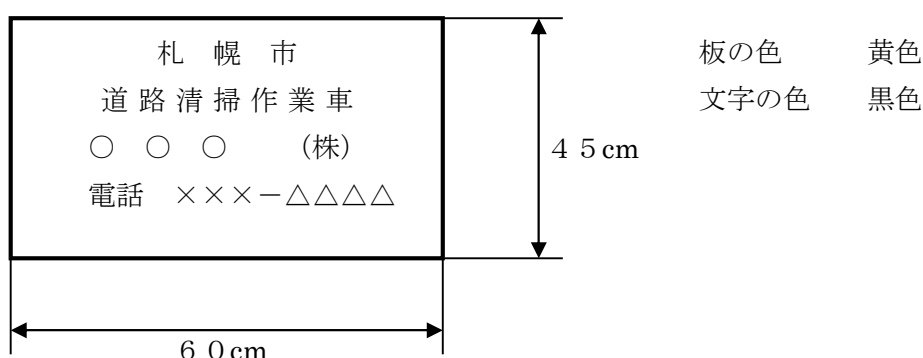
※ 上記(7)～(9)は毎月の作業完了とともに、速やかに提出すること。

なお、3月分の完了届については3月末日付けで提出すること。

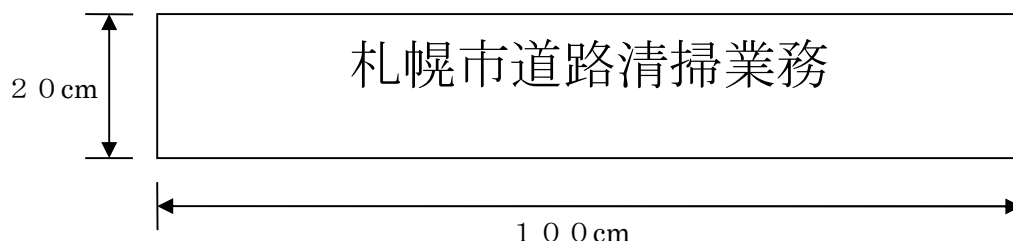
## 6 作業実施における留意事項

- (1) 受託者は、作業着手前に所轄警察署に道路使用許可申請を行い、許可を受けてから作業を実施するものとする。なお、許可書受理後、直ちに許可書の写しを担当職員に提出すること。
- (2) 受託者は、気象状況及び作業路線の路面状況を把握し、効果的な清掃業務を行うものとする。
- (3) 作業日が雨天の場合は、路面状況により路面清掃作業等を中止又は一時中止するものとする。
- (4) 受託者は、作業の実施にあたり問題等が生じた場合は、担当職員と協議のうえ、その指示により作業を行うものとする。

- (5) 作業の実施については、交通法規はもとより関係法規を遵守するとともに、運転操作に過信のないよう十分注意を払うものとする。特に小中学校の通学時間帯や朝のラッシュ時間帯は、作業を一時中止するなどの柔軟な対応を図ること。
- (6) 札幌市内中心部である中央区北5条～南6条・西11丁目～東3丁目の地域は、交通渋滞を避けるため、午前5時から午前7時を目処に作業を行うものとする。
- (7) 道路清掃作業車両には、走行速度・走行距離が確認できるタコメーターを装着するものとする。
- (8) 道路清掃作業車両のうち、スーパー車・洗浄車（散水車）については、公安委員会による道路維持作業用自動車の指定を受け、回転灯（黄色）を装着する。また、作業においてはこれを点灯し、通行人及び通行車両等に作業中であることを周知するものとする。
- (9) 道路清掃作業車両には、次に示す看板を装着するものとする。



- (10) 収集した土砂及び粗芥等は、札幌市の処理施設（処分場及び破碎工場）に搬入するものとし、汚泥については産業廃棄物として取り扱い、契約書に定める中間処理施設で中間処理し、最終処分施設へ搬入するものとする。また、従事する運搬車両には、下記に示す看板を前面フロントガラス下側に明示するものとする。



- (11) 札幌市の処理施設へ土砂等を搬入する際は、「ごみ重量計量IDカード」を使用すること。
- (12) 作業路線が工事中の場合は、当該工事が完了するまで作業は中止すること。（作業路線内訳書の備考欄に「工事中」と記載し、その分の距離を控除すること。）また、工事の完了により作業路線の清掃延長に変更がある場合は、速やかに担当職員に報告し、その指示により作業を行うこととする。
- (13) いかなる場合であっても私有地に進出し、駐車及び方向転換をしてはならない。
- (14) 作業従事者は、作業に適した服装で従事し、必ずヘルメットを着用すること。また、休憩時間を除いて、作業中の喫煙は禁止する。

- (15) 受託者は、市民に対し常に親切・丁寧に接することとし、誤解や不審を招くことのないよう作業従事者に徹底させること。
- (16) 受託者は、排気ガス等による環境負荷の低減を図るため、効率的な作業路線日程表を作成し作業を実施すること。また、札幌市策定の環境方針を十分理解、尊重し、使用する全車両が一定時間停車する場合には、アイドリングストップを励行する等、排気ガスによる環境負荷の低減に努めるよう作業従事者に徹底させること。
- (17) 受託者は、作業着手前に清掃作業を実施するために必要な手順等について作業計画書を作成して担当職員へ提出すること。また、受託者は、作業計画書を遵守し作業を実施すること。なお、作業計画書を作成するにあたり、次の事項を記載すること。
- ・作業概要 ・計画工程表 ・現場組織表 ・使用車両 ・作業方法 ・作業管理計画
  - ・緊急時の体制及び対応 ・安全管理 ・交通管理 ・環境対策 ・その他



## 第 2 節 道路清掃業務（通常期）

### 1 業務内容

通常期の道路清掃業務（4月中旬～11月下旬）は、主に縁石で歩車道区分されている道路に対し、交通量・汚れ度合い・人家連たん状況等を勘案し選定した路線について、車道路面を主体とした道路清掃を行うものであり、以下の項目に区分する。

項 目	機 材 等	規 格	人 員	作 業 内 容
路面清掃作業	スイーパー車	ホッパ 2.5～3.1m <sup>3</sup>	2名	スイーパー車で土砂等を収集し、ダンプ車で運搬する
	ダンプ車	4 t	1名	
洗 浄 作 業	洗浄車	5.3 t 以上	2名	微粉塵を路肩に寄せる
人 力 作 業	作業車	1.5 t トラック	1名	スイーパー車で処理できない土砂等及び粗芥を収集する
	作業員		1名	
増 強 作 業	ダンプ車	4 t	1名	秋の落ち葉清掃を行う
	作業員		2名	
柵清掃作業 (雨水柵 [1型、2型])	側溝清掃車	プロ式 4.5～5.0m <sup>3</sup>	2名	道路雨水柵の清掃を行う
	交通誘導警備員		2名	
柵清掃作業 (橋梁付属柵 [直管、曲管])	側溝清掃車	プロ式 4.5～5.0m <sup>3</sup>	2名	土砂詰まりした橋梁付属柵 [直管、曲管]の清掃を行う 誘導警備員は柵下の監視員を含む
	排水管清掃車	ジェット式 5300～5800ℓ	2名	
	交通誘導警備員		2名	
土 砂 等 運 搬 作 業	ダンプ車	4 t	1名	収集した土砂等が多量の場合に増車して対応する
		8 t	1名	
		10 t	1名	

※ 使用機材の規格は上表と同等以上のものを基本とするが、調達できない場合は担当職員と協議のうえ決定すること。また、各作業については上表の標準人員を下まわらないよう適切な配置を行うこと。

### 2 作業の指示等

- (1) 通常期の作業日（柵清掃作業を除く）は、施行期間のうち土日・祝日・お盆休暇（8月13日～16日）、および5月～10月の第5週（第5週とは当該月の29日以降の日を指す）を除くものとし、作業時間は概ね午前5時から午後4時とする。なお、これにより難しい場合は、担当職員と協議するものとする。
- (2) 柵清掃工は6～8月に実施するものとする。（土日・祝日を除く第5週を含む。）
- (3) 作業路線で特に清掃の困難な箇所については、取り残しに注意し作業を行うものとする。
- (4) 作業にあたっては、適切な交通誘導を行い、歩行者及び通行車両等に十分注意を払うなど事故防止に努めるものとする。

### 3 作業実施要領

清掃作業は、上記1の使用車両及び人員構成により行い、実施方法は以下のとおりとする。

また、現場代理人は気象状況及び路面状況を把握し、作業開始及び中止の判断、作業の指示・状況・終了等の確認を行うとともに、担当職員との連絡調整を行うものとする。

#### (1) スイーパー車の作業（通常期）

- ① 路肩に堆積した土砂等を収集し、ダンプ車に積込む作業を行う。
- ② 作業速度は路面の汚れに応じた速度（最高 15 km/hr）とし、土砂等の取り残しがないようガッターブラシの角度を適切に調整するものとする。
- ③ ガッターブラシは路面状況に応じた太さのブラシを使用するものとする。
- ④ 埃止め散水の散水量は清掃に適する水量とする。
- ⑤ ダンプ車への積込は適切な場所で行い、交通誘導警備員及び安全施設を配置すること。

#### (2) 洗浄車の作業（通常期）

- ① スイーパー車による清掃後の微粉塵を洗浄水により車道路肩に寄せる作業を行う。  
なお、作業速度は 25 km/hr 以下とする。
- ② 洗浄幅及び水量は、路面状況に合せ調整するものとする。
- ③ 車道の横断勾配により洗浄が困難となる路線は、洗浄作業を行わないものとする。
- ④ 洗浄車への給水は、札幌市の給水栓から行うものとし、「第4節 給水栓取扱要領」を遵守すること。
- ⑤ 洗浄作業は、上記のほか「第5節 洗浄及び散水基準」により行うものとする。

#### (3) 人力作業（通常期）

- ① スイーパー車で処理できない部分の車道清掃、歩車道にある粗芥の収集及び軽微な歩道清掃を行う。
- ② 人力作業は、スイーパー車に先行し連携を取って行うことを基本とする。
- ③ 歩道上の土砂等を車道側へ掃き出した場合は、長時間放置することなく、速やかに処理を行うこと。
- ④ 収集した粗芥は、自社購入による透明又は半透明の袋に入れ飛散しないよう注意する。  
スイーパー車が収集した土砂と混合しないこと。

#### (4) 増強作業

- ① 秋（10月下旬～11月下旬）に道路上に飛散する落葉の清掃を行う。ただし、上記（3）の人力作業に追加して行うものとする。
- ② 増強作業は、清掃路線にある落葉の飛散状態により、スイーパー車の作業に支障をきたす等、落葉清掃が別途必要と判断される場合に行うものとし、担当職員と協議のうえ、その指示により作業を開始すること。
- ③ 現場代理人は清掃路線にある街路樹等の生育状態を常に観察し、当日の清掃路線以外においても必要に応じて作業を行うものとする。

#### (5) 柵清掃作業（雨水柵[1型、2型]）

- ① 清掃を行う柵は、担当職員が指定する路線の中で各社が候補選定を行い、位置図・写真（土砂溜まり・詰まり状況）等の資料を基に担当職員と協議を行った上、路線単位で決定する。
- ② 柵清掃の際には、前後の道路状況を考慮した、適切な交通規制および誘導を行うとともに、飛散する洗浄水が通行人等にかからないように配慮すること。

- ③ 作業中に、雨水桝等が損傷していることが確認された場合は、状況を整理した上で、担当職員に速やかに報告すること。また、受託者の責によるものと認められた場合は、速やかに補修すること。
- ④ 作業において発生した汚泥は、産業廃棄物として取り扱うものとし、産業廃棄物収集運搬許可車両により、契約書に定める中間処理施設へ搬入するものとする。

#### (6) 桝清掃作業（橋梁付属桝[直管、曲管]）

- ① 土砂詰まり等により、排水機能が損なわれている橋梁付属桝の清掃を行う。
- ② 清掃を行う桝は、土砂詰まりの状況等を確認した上で、各社が候補選定を行い、位置図・写真（橋面の状況、土砂詰まり状況、排水管の状況、桁下の状況、直管か曲管かどうか）等の資料を基に、担当職員と協議を行った上で決定する。なお、候補選定は基本的に清掃対象路線上の桝で行うものとするが、清掃対象路線以外にも桝詰まりが確認された場合は、担当職員と協議を行い、清掃対象とするか決定する。
- ③ 桝清掃の際には、前後の道路状況を考慮した、適切な交通規制および誘導を行うとともに、桁下にも監視員を配置し、排水管から飛散する洗浄水が通行人等にかからないように配慮すること。
- ④ 作業中に、排水管等を損傷させた場合は、状況を整理した上で、担当職員に速やかに報告すること。また、受託者の責によるものと認められた場合は、速やかに補修すること。
- ⑤ 作業において発生した汚泥は、産業廃棄物として取り扱うものとし、産業廃棄物収集運搬許可車両により、契約書に定める中間処理施設へ搬入するものとする。
- ⑥ 橋梁付属桝の桝清掃作業は、桝の土砂詰まり清掃に加え、排水管清掃車による排水管内の土砂詰まり清掃を行う。
- ⑦ 排水管内の土砂詰まり清掃を行う際は、排水管から排出される土砂の処理を適切に行うこと。

#### (7) ダンプ車の作業

- ① 機械及び人力で収集した土砂等を処理施設へ運搬する作業を行う。また、運搬の際に土砂等が飛散することがないように、飛散防止措置を講ずること。
- ② スーパー車に追従する作業は行わないことを基本とする。
- ③ 路面清掃作業等に使用するダンプ車を増車して土砂等を運搬する必要がある場合は、土砂等運搬作業として対応することができる。
- ④ 土砂等運搬作業の日々の時間は10分単位とし、月毎の合計で時間単位（分以下切捨）とする。

#### (8) 汚泥処理

- ① 桝清掃（雨水桝、橋梁付属桝）、路面清掃作業等において収集した汚泥の中間処理及び最終処分を行う。
- ② 中間処理予定数量は契約書に示すとおりである。
- ③ 収集した汚泥については、札幌市が交付する産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、中間処理及び最終処分の確認を行う。
- ④ 毎月の業務完了後、速やかに完了届とともに、汚泥処理報告書（様式10）、マニフェスト、計量伝票等を提出すること。
- ⑤ 産業廃棄物として処理を行う場合は、産業廃棄物収集運搬許可車両により、契約書に定める中間処理施設へ搬入するものとする。なお、運搬に係る適用作業単価は土砂等運搬作業の規格を準用する。

- ⑥ 路面清掃作業等において、汚泥性状を有する土砂を多量に発見した場合は、当該土砂の収集運搬作業を中止し、産業廃棄物として処理を行うものとする。
- ⑦ 業務の履行期間までに最終処分が完了しない場合、中間処理施設への搬入を確認したことをもって、業務の完了とみなすこととする。  
ただし、最終処分が完了次第、遅滞なくマニフェストE票を提出すること。

## 第 3 節 道路清掃業務（融雪期）

### 1 業務内容

融雪期の道路清掃業務（3月中旬～4月中旬）は、主に道路上に堆積した融雪後の土砂の飛散を防止するため道路清掃を行うものであり、以下の項目に区分する。

項 目	機 材 等	規 格	人 員	作 業 内 容
路面清掃作業	スーパー車	ホッパ 2.5～3.1m <sup>3</sup>	2名	スーパー車で土砂等を収集し、ダンプ車で運搬する
	ダンプ車	8 t	1名	
洗 浄 作 業	洗浄車	5.3 t 以上	2名	微粉塵を路肩に寄せる
人 力 作 業	作業車	1.5 t トラック	1名	スーパー車で処理できない土砂等及び粗芥を収集する
	作業員		2名	
散 水 作 業	散水車	3.8 t	1名	スーパー車に先行し埃止めを行う
歩道清掃作業	ダンプ車	4 t	1名	融雪後の歩道清掃を行う
	作業員		(8名)	
土 砂 等 運 搬 作 業	ダンプ車	4 t	1名	収集した土砂等が多量の場合に増車対応できる
		8 t	1名	
		10 t	1名	

※ 使用機材の規格は上表と同等以上のものとする。また、各作業については上表の標準人員を下まわらないよう適切な配置を行うこと。

### 2 作業の指示等

融雪期の作業日は、施行期間のうち土日・祝日を除くものとし、その他の事項は「第2節 道路清掃業務（通常期）」と同じとする。

### 3 作業実施要領

清掃作業は、上記1の使用車両及び人員構成により行い、実施方法は「第2節 道路清掃業務（通常期）」に記載のあるほか、次による。

#### (2) 散水作業

- ① 路面清掃作業による粉塵の飛散を防止するため、スーパー車に先行して散水を行う。
- ② 散水作業は、スーパー車と連携を取って行うことを基本とする。
- ③ 現場代理人は、土砂量その他路面状況等により散水作業の中止を判断するものとする。

#### (3) 歩道清掃作業

- ① 融雪後に歩道上に堆積した土砂等を車道側に掃き出し（スーパー車による収集）、又は歩道上の土砂等を直接ダンプ車へ積込む作業を行う。  
ただし、人力作業に追加して行うものとする。
- ② 車道側に掃き出した土砂等は、長時間放置することなく、速やかに処理すること。
- ③ 歩道清掃作業は、3月中旬に作業を開始するものとする。なお、雪解けの遅れ等、やむを得ない事情がある場合には、担当職員と協議を行うこと。

## 第4節 給水栓取扱要領

### 1 遵守事項

札幌市の給水栓を使用するにあたり、以下の項目を遵守すること。

- (1) 給水栓使用及び鍵借用申請書（様式4-3）を提出し、鍵の貸与を受けること。
- (2) 地下埋設型給水栓の使用、保守及び点検は、2に記載のとおりに行うものとする。なお、現場代理人は、冬期間など給水栓の使用を休止する場合、水抜きを確認するとともに、閉栓後、速やかに担当職員へ報告すること。
- (3) 創成川水処理センターの給水栓を使用する場合は、高度処理水使用計画書（様式9）を提出するものとする。
- (4) 創成川水処理センターの給水栓の使用時間は、午前9時から午後4時までとし、センターにおいて給水栓の開閉を行うものとする。なお、設備の定期点検等に伴う断水により、使用できない場合があるので留意すること。
- (5) 給水作業中は歩行者等の転落または転倒等の事故を防止するため、安全施設（カラーコーン等）を設置するものとする。また、通行車両等の交通誘導等安全対策を行うこと。
- (6) 環境への配慮、騒音及び振動防止のため、エンジンを停止させて給水するものとする。また、作業中に大声で話をしないこと。

### 2 給水栓の使用、保守及び点検

受託者は、地下埋設型給水栓の使用、保守及び点検を次のように実施し、異常が発見された場合は、直ちに担当職員に報告するものとする。

- (1) 給水栓の使用
  - ① 給水作業は、給水栓にあるバルブの開閉により行う。また、給水栓使用後は盗水防止等のため必ずキャップをすること。
  - ② 給水栓の水抜きは、水道メーターボックス内にある水道メーターより下流側のバルブを閉栓した後、そのバルブより下流側の水抜き用バルブ及び給水栓にあるバルブを開栓することにより行う。なお、他のバルブは開栓された状態とする。（バルブの閉栓は1箇所のみ）
  - ③ 休止している給水栓を使用開始する場合は、水抜き用バルブ及び給水栓にあるバルブを閉栓した後、水道メーターボックス内にある水道メーターより下流側のバルブを開栓することにより行う。
- (2) 給水栓の保守・点検
  - ① バルブ及び蓋（給水栓、メーターボックス）の開閉について、使用の都度点検を行う。
  - ② 給水管・バルブ等の漏水について、使用の都度点検を行う。
  - ③ 冬期間は給水栓の使用を休止するため、水抜き作業は11月以降速やかに実施する。

### 3 給水栓所在地

(1) 地下埋設型：26箇所（給水口 ○蓋型19箇所・■蓋型7箇所）

番号	所在地	年・型
中1	北2条東12丁目	H3・○
中2	北2条西16丁目	H2・○
中3	北1条西9丁目	H3・○
中4	南17条西14丁目	H3・○
中5	北4条東3丁目	S63・○
中6	南7条西8丁目	S63・○
中7	南7条西18丁目	H3・○
中8	南11条西16丁目	S63・○
北1	北26条西6丁目	S58・■
北2	篠路3条5丁目	S62・○
北3	新琴似2条8丁目	S55・■
東1	北20条東5丁目	H2・○
東2	北16条東19丁目	S52・○

番号	所在地	年・型
白1	川下3条4丁目	S54・■
白2	東札幌6条2丁目	S52・○
白3	本通19丁目北	H1・○
厚1	もみじ台南1丁目	S53・■
豊1	美園9条8丁目	S52・○
豊2	美園6条1丁目	S60・■
豊3	西岡4条13丁目	S55・■
清1	清田1条2丁目	S63・○
南1	真駒内泉町1丁目	H3・○
南2	定山溪温泉西2丁目	H2・○
西1	発寒4条2丁目	H2・○
西2	西野4条9丁目	H1・○
手1	前田1条11丁目	S54・■

(2) 地上型：1箇所（創成川水処理センター）

番号	所在地	年・型
下水	麻生町8丁目	H17・地上

## 第5節 洗淨及び散水基準

道路清掃業務における洗淨及び散水作業は、気象状況により路面凍結のおそれがあることに留意し、下記の基準により行うものとする。

- (1) 当日の気温がマイナス気温となることが予想される場合には、洗淨車及び散水車は使用しないこと。ただし、気温が上昇した場合には通常作業とする。
- (2) 作業中の気温がプラス気温であっても、気象状況の変化により凍結のおそれがある場合は洗淨車及び散水車は使用しないものとする。
- (3) 道路清掃業務（通常期）における洗淨作業は、原則10月末日までとする。

## 第6節 そ の 他

### 1 作業対象路線及び作業予定期間

業 務	項 目	対象路線	予 定 期 間
道路清掃業務 (通常期)	路面清掃作業 人力作業	B線～F線	4月中旬～11月中旬
	雨水桧清掃 (1型、2型)		6月上旬～8月下旬
	橋梁付属桧清掃 (直管、曲管)		4月中旬～10月下旬
	洗浄作業 増強作業		10月下旬～11月下旬
道路清掃業務 (融雪期)	路面清掃作業	B線～E線	3月中旬～4月中旬
	洗浄作業		
	人力作業		
	散水作業	B線・C線	3月中旬～4月中旬
歩道清掃作業			

※ 道路清掃業務の対象路線（路線図及び区間延長）は設計図書による。

### 2 写真管理基準

作業項目	月当たり撮影基準	
	撮影項目	枚 数
路面清掃作業	作業前・後 [2枚/組]	12組
	作業中	適宜
歩道清掃作業 増強作業	作業前・中・後 [3枚/組]	3組以上
桧清掃作業 (雨水桧)	全景 作業前・中・後	1日1箇所以上
桧清掃作業 (橋梁付属桧)	橋名板 全景 作業前・中・後	1橋あたり1ヶ所
汚泥処理	収集・搬入状況	適宜

- ※ 作業前・中・後は、1路線（箇所）毎に同じ位置から各1枚撮影すること。
- ※ 撮影路線は各ランクより特徴的な路線を選定し、月ごとに別路線とすること。
- ※ 路面清掃作業中の写真は各機種・作業ごと（人力、散水、スノーパー、洗浄、ダンプ積込・分別・搬入等）に各1枚程度提出すること。
- ※ 汚泥運搬作業は、その都度状況写真を撮影し提出すること。
- ※ 作業の写真のほかミーティング（毎月）や安全大会等の写真も添付すること。
- ※ 写真には撮影月日を入れ、路線名・頻度・場所等がわかるように写真帳に整理すること。



※ 写真帳は、ファイル綴じしたもの（電子データで整理したものをカラー出力したものも可）を、完了時に1部提出すること。

### 3 道路清掃標準頻度

ランク	通常期	融雪期	備考
B 線	週1回 ※1	週2回	
C 線	週1回 ※1	週2回	
D 線	2週1回 ※1	2週1回	
E 線	年2回	4週1回	
F 線	年2回		

※1 6～8月の清掃頻度は、通常期の半分とする。

※ 上表は標準頻度であり、実施における具体的な頻度は担当職員の指示によることとする。また、頻度について、道路の汚損状況等により同一ランク路線内で一月当たりの合計作業延長が著しく異なることが無い範囲で、担当職員の指示による場合はこの限りではない。

※ E線の清掃は、通常期においては年2回とする。F線の清掃は、通年で2回とする。（春期・秋期1回を想定している。）また、担当職員の指示により臨時で清掃する場合は、この限りではない。

### 4 作業日程の変更

雨天等で作業を中止したときは、下記のとおり作業日を変更することができる。また、6～8月は雨天のほか、祝日、お盆休暇の当日路線を下記のとおり変更することができる。

<融雪期・通常期（4月、5月、9月～11月）>

ランク	変更期限	備考
B 線	変更なし	
C 線	変更なし	
D 線	5日以内	左記日数は土日等を除く作業日とする
E 線	10日以内	
F 線	10日以内	

<通常期（6～8月）>

ランク	変更期限	備考
B 線	5日以内	左記日数は土日等を除く作業日とする
C 線	5日以内	
D 線	10日以内	
E 線	10日以内	
F 線	10日以内	

※ 雨天又は休日が連続する場合等は、別途担当職員と協議すること。

## 5 積算に使用している追加単価について

本業務に係る積算にあたり、使用された追加単価（札幌市で公表されている一般実勢価格（見積策定単価））については、次のとおり閲覧できる。

公表場所：札幌市役所本庁舎 8階 土木部 工事課

公表方法：閲覧用ファイル（土木部所管土木工事追加単価及び歩掛綴）

### 【注意事項】

使用した単価は予定価格算出上のものであり、特定の製品等を指定したものではない。

## 6 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別記特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合が特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

## 7 道路清掃効率化検討のための試行施工について

道路清掃の効率化に向けた検討のため、下記の試行を実施する。なお、試行施工であるため、より改善点などが見込まれる場合などにより内容を変更する場合がある。

また、試行結果を把握するためのモニタリング等は基本的に担当職員が行うが、試行状況や事後状況についてヒアリング等を実施する場合がある。

(1) 指定する一部の区間における清掃回数（頻度）の変更

- ・指定する路線の増工及び減工を実施する。
- ・試行対象となった路線は、下記の施工回数とする。（通常期6～8月は除く）

ランク	融雪期（増）	通常期（減）	備考
B 線	週3回	2週1回	
C 線	週3回	2週1回	
D 線	週1回	4週1回	
E 線	2週1回	—	

(2) 路線等を指定せずに、報告様式による路線入れ替え

- ・別添「様式AB」にて報告することとするが、詳細については様式下部の注意事項を参照すること。
- ・基本的には、受託者の判断により入れ替える路線を決定することとする。

以上



路線入れ替え報告書(写真)

(様式 B)

No	
月日	
対象	
延長	
増減	

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

注意事項

1箇所あたり2枚を基本とし、上下線各1枚とする。

## 【別記】

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

#### (工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第6条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

- 2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
  - (1) 再委託先の名称
  - (2) 再委託する理由
  - (3) 再委託して処理する内容
  - (4) 再委託先において取り扱う情報
  - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
  - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 3 委託者が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 委託者が第1項及び第2項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。

(4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわ

らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

#### (契約解除)

第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

#### (損害賠償)

第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。



令和6年度  
札幌市道路清掃業務仕様書  
【 様式集 】

札幌市建設局土木部道路維持課

# 目 次

業務着手届	(様式 1)	1
現場代理人届	(様式 2)	2
経歴書	(様式 2 - 1)	3
現場代理人変更届	(様式 2 - 2)	4
業務日程表	(様式 3)	5
日程表	(様式 3 - 1)	6
その他各種届	(様式 4)	7
安全運転管理者及び整備管理者届	(様式 4 - 1)	8
使用車両届	(様式 4 - 2)	9
給水栓使用及び鍵借用申請書	(様式 4 - 3)	10
ごみ重量計量 I D カード借用書	(様式 4 - 4)	11
安全運転管理者及び整備管理者変更届	(様式 4 - 5)	12
使用車両追加登録・抹消届	(様式 4 - 6)	13
道路清掃業務作業日報	(様式 5)	14
道路清掃業務作業路線内訳書(1)	(様式 5 - 1)	15
道路清掃業務作業路線内訳書(2)	(様式 5 - 2)	16
道路清掃業務作業路線内訳書(3)	(様式 5 - 3)	17
道路清掃業務作業路線内訳書(4)	(様式 5 - 4)	18
完了届	(様式 6)	19
道路清掃業務(融雪期)作業内訳書	(様式 6 - 1)	20
道路清掃業務(通常期)作業内訳書	(様式 6 - 2)	21
事故報告書	(様式 7)	22
事故現場見取図	(様式 7 - 1)	24
高度処理水使用実績表	(様式 8)	25
高度処理水使用計画書	(様式 9)	26
汚泥処理報告書	(様式 10)	27
協議簿	(様式 11)	28

課長	係長	係

## 業 務 着 手 届

令和 年 月 日

札幌市長 様

受託者 住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

業 務 名 \_\_\_\_\_ 道 路 清 掃 業 務 ( \_\_\_\_\_ 地 区 )

上記業務は、令和 年 月 日着手したのでお届けします。

上記業務着手を認める。

業務主任 技術職員

印

※ 提出期限 着手日と同日

※ 現場代理人届、業務日程表を添付して提出するときは、各頁間に使用印で割印すること。

現 場 代 理 人 届

令和 年 月 日

札幌市長 様

受託者 住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

業 務 名 道 路 清 掃 業 務 ( 地 区 )

上記業務に係る現場代理人を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。

区 分	氏 名	備 考
現場代理人		

妥当と認める。  
業務主任 技術職員

印

経 歴 書

現 住 所

氏 名

生年月日

生

最終学歴・職歴・法令による免許資格

年 月

年 月

年 月

最近の主要道路清掃業務の経歴

年 月

年 月

年 月

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

印

課長	係長	係

現場代理人変更届

令和 年 月 日

札幌市長 様

受託者 住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

業務名 道路清掃業務 ( 地区 )

上記業務に係る現場代理人を次のとおり変更したので、別紙  
経歴書を添えて通知します。

区 分	氏 名	備 考
新現場代理人		
旧現場代理人		

妥当と認める。  
業務主任 技術職員

印

※ 様式2-1の経歴書を添付すること。

## 業 務 日 程 表

令和 年 月 日

札幌市長 様

住 所  
受託者 会 社 名  
代表者氏名 印

下記業務について、別紙日程をもって履行したいので、承認して下さるようお願いいたします。

### 記

1. 業 務 名 道路清掃業務 ( 地区 )
2. 履行期間 着 手 令和 年 月 日  
完 了 令和 年 月 日

妥当と認める。

業務主任 技術職員 印





令和 年 月 日

## そ の 他 各 種 届

札幌市長 様

住 所  
受託者 会 社 名  
代表者氏名 印

令和 年度 道路清掃業務（ 地区 ）に係る、下記届  
けを別紙によりお届けいたします。

### 記

- 1) 安全運転管理者及び整備管理者届
- 2) 使用車両届
- 3) 給水栓使用及び鍵借用申請書
- 4) 型式証明書
- 5) ごみ重量計量IDカード借用書
- 6) 道路使用許可証の写し
- 7) 産業廃棄物収集運搬業許可証及び許可車両一覧表の写し
- 8) 産業廃棄物処分業許可証の写し

令和 年 月 日

## 安全運転管理者及び整備管理者届

札幌市長 様

受託者 住 所  
氏 名 印

令和 年度 道路清掃業務（ 地区 ）に係る、安全運転管  
理者及び整備管理者等を下記により、お届けいたします。

安全運転管理者

住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

副安全運転管理者

住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

整備管理者

住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

※ 安全運転管理者及び整備管理者の証明書の写しを添付すること。



令和 年 月 日

札幌市長 様

住所  
申請者 氏名 印

給水栓使用及び鍵借用申請書

令和 年度 道路清掃業務 ( 地区 ) 受託に伴い、貴市給水栓の使用及び当該給水栓の鍵を借用いたしたく、下記のとおり申請いたします。

記

1 期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 使用給水栓

No.	区(番号)	給水栓所在地	No.	区(番号)	給水栓所在地

3 給水栓の借用鍵個数

個

以下は札幌市で記入				
<b>鍵貸与許可証</b>				
下記番号の鍵を貸与する。				
1. _____	2. _____	3. _____	4. _____	5. _____
6. _____	7. _____	8. _____	9. _____	10. _____
11. _____	12. _____	13. _____	14. _____	15. _____

※ 本様式の写しを別に1部提出のこと。

令和 年 月 日

札幌市長 様

住所  
受託者 氏名 印

### ごみ重量計量IDカード借用書

令和 年度 道路清掃業務 ( 地区 ) 受託に伴い、道路芥搬入に使用する  
ため下記のとおり ごみ重量計量IDカードを借用いたします。

1 期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 ごみ重量計量IDカードの借用枚数

枚

課長	係長	係

令和 年 月 日

### 安全運転管理者及び整備管理者変更届

札幌市長 様

住所  
受託者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

業務名 道路清掃業務 ( 地区 )

上記業務に係る \_\_\_\_\_ を次のとおり変更したので、  
別添証明書の写しを添えて通知します。

区分	氏名	備考
新		
旧		
新		
旧		

※ 安全運転管理者及び整備管理者の証明書の写しを添付すること。

令和 年 月 日

## 使用車両追加登録・抹消届

札幌市長 様

住所  
受託者 氏名  
又は名称 印

令和 年度 道路清掃業務 ( 地区 ) の履行に際し、使用車両を下記のとおり追加登録・抹消いたします。

### 記

#### 1 車両

登録番号	メーカー	車種	年式	積載量	車検期間	所有区分	備考

※ 車検証の写しを添付すること。また、車両を借り受ける場合は賃貸契約書の写しを添付すること。









(様式5-3)

道路清掃業務作業路線内訳書(3)

工区名〔 〕 令和 年 月 日

柵清掃作業(橋梁付属柵)					土砂等運搬作業				
路線番号	路線名	橋梁名	柵清掃箇所数	備考(直管・曲管)	使用台数		台		備考
						開始時間	終了時間	稼働時間	
					1				
					2				
					3				
					4				
					5				
					6				
					7				
					8				
					9				
					10				
					合計				

※ 1 1車当りの稼働時間は10分単位(10分以下は切捨てる)とし、会社と現場の回送時間(20分)と昼休み時間を控除すること。

※ 2 月の集計は時間単位(分以下は切捨てる)とする。

道路清掃業務作業路線内訳書(4)

工区名 [ ] 令和 年 月 日

柵清掃作業(雨水柵)					土砂等運搬作業				
路線番号	路線名	箇所数 (1型)	箇所数 (2型)	備考(住所等)	使用台数		台		備考
					開始時間	終了時間	稼働時間	稼働時間	
					1				
					2				
					3				
					4				
					5				
					6				
					7				
					8				
					9				
					10				
					合計				

- ※ 1 1車当りの稼働時間は10分単位(10分以下は切捨てる)とし、会社と現場の回送時間(20分)と昼休み時間を控除すること。
- ※ 2 月の集計は時間単位(分以下は切捨てる)とする。

# 完了届 ( 月分 )

令和 年 月 日

札幌市長 様

住所  
受託者 会社名  
代表者氏名 印

名称 道路清掃業務 ( 地区 )

上記役務は、令和 年 月 日に別紙のとおり完了したのでお届けします。

(なお、完了した役務の内容は、作業日報等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

----- (以下、札幌市使用欄) -----

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	業務主任 技術職員	印
----	----------	-----------	-----------	---

課長	係長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職・氏名 技術職員

立会人 職・氏名 技術職員

# 道路清掃業務(融雪期)作業内訳書

(様式6-1)

工 区 名 ( )

令和 年 月分

業 者 名

日付	路面清掃 (融雪) km	洗浄作業 (融雪) km	人力作業 (融雪) km	散水 作業 km	歩道清掃 作業 km	路面清掃 (緊急) hr	土砂等運搬作業 hr			
							4t	8t	10t	
1										kmあたり単価
2										路面清掃(融雪)
3										円
4										洗浄作業(融雪)
5										円
6										人力作業(融雪)
7										円
8										散水作業
9										円
10										歩道清掃作業
11										円
12										
13										時間あたり単価
14										路面清掃(緊急)
15										円
16										土砂等運搬作業
17										4t
18										円
19										8t
20										円
21										10t
22										円
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
計	-	-	-	-	-					
再計										
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		当月分合計 (融雪期)	円			累計金額	円		完了金額	円

- ※1 増強作業、路面清掃(緊急)及び土砂等運搬作業の日々の時間は10分単位とし、再計で時間単位(分以下切り捨てる)とする。
- ※2 累計金額は合計金額の累計で、完了金額は業務が完了した時の総金額である。
- ※3 毎月の請求金額は、各工種の単価×実施数量の金額(円未満切捨)の合計とする。

# 道路清掃業務(通常期)作業内訳書

(様式6-2)

工 区 名 ( )

令和 年 月 分

業 者 名

日付	路面清掃 (通常) km	洗浄作業 (通常) km	人力作業 (通常) km	歩道 清掃 km	増強 作業 hr	路面 清掃 (緊急) hr	土砂等運搬作業			雨水樹清掃		橋梁付属樹清掃		汚泥 処理 t	
							4t	8t	10t	(1型) 箇所	(2型) 箇所	(直管) 箇所	(曲管) 箇所		
1															kmあたり単価
2															路面清掃(通常)
3															円
4															洗浄作業(通常)
5															円
6															人力作業(通常)
7															円
8															歩道清掃作業
9															円
10															時間あたり単価
11															増強作業
12															円
13															路面清掃(緊急)
14															円
15															土砂等運搬作業
16															4t
17															円
18															8t
19															円
20															10t
21															円
22															箇所あたり単価
23															樹清掃(1型雨水樹)
24															円
25															樹清掃(2型雨水樹)
26															円
27															樹清掃(橋梁付属樹直管)
28															円
29															樹清掃(橋梁付属樹曲管)
30															円
31															tあたり単価
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚泥処理
再計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	円
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
						当月分合計 (通常期)	円	当月分合計 (融雪期)	円	当月分合計	円				
							累計金額	円	完了金額	円					

- ※1 増強作業、路面清掃(緊急)及び土砂等運搬作業の日々の時間は10分単位とし、再計で時間単位(分以下切り捨てる)とする。
- ※2 累計金額は合計金額の累計で、完了金額は業務が完了した時の総金額である。
- ※3 毎月の請求金額は、各工種の単価×実施数量の金額(円未満切捨)の合計とする。

(様式7)

(受託者→発注者)

令和 年 月 日

## 事故報告書<sup>(※1)</sup>

札幌市長 様

受託者 (住所)

(代表者氏名)

印

(現場代理人氏名)

印

このたび発生しました事故について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 役 務 名 道路清掃業務 ( 地区)
- 2 受 託 者 名 ○○○○(株)
- 3 契 約 金 額 ○○, ○○○, ○○○円
- 4 工 期 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 5 発注部局名 建設局土木部道路維持課
- 6 事故発生日時 令和 年○○月○○日 ○○時○○分頃
- 7 事故発生場所 札幌市○○区○○○条○○丁目
- 8 事 故 種 別 ・工事関係者事故 ・公衆損害事故
- 9 被災者氏名等 氏名 ○○ ○○ 性別 男・女 年齢 ○○歳  
(物損の場合、所有者名) 住所
- 10 被災者の症状  
(物損の場合、被災状況)
- 11 職種・所属 作業員 受託者名  
経験年数等 経験年数：○○年○○ヶ月 現場入場日数：○○日目

※ 工事関係者の場合のみ

### 12 事故の概要

(1) 発生状況 (口頭報告後に詳しく判明した事項等)

(2) 発生要因 (事故原因を発注者と協議の上記入)



13 事故に関する関係資料の確認等

(1) 設計図書の記載内容及び積算方法等（積算、特記仕様書、現場説明事項、指示・協議事項等）

(2) 施工計画等の内容（施工計画書と実施方法、施工体系図等安全管理に係る資料）

(3) 関係機関との手続き（申請・許可等の提出・回答の確認）

14 所轄労働基準監督署の対応・回答等（※3）

15 所轄警察署の対応・回答等

16 事故後の対応等（事故後の受託者の対応及び今後の事故防止対策の内容）

17 その他（本報告時点での被災者状況、所感等）

18 添付資料（位置図、詳細図、写真、事故後の処置図面等）

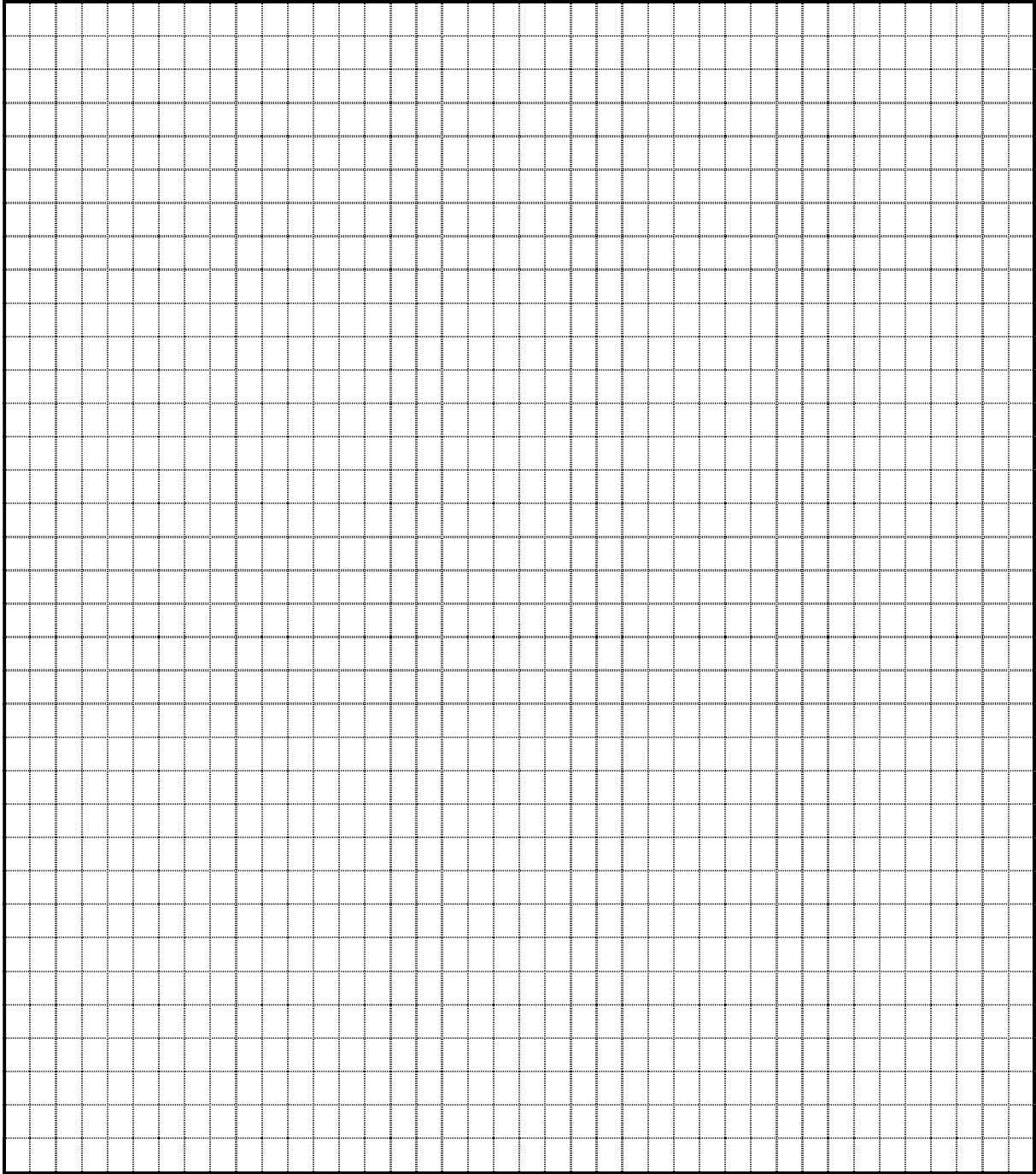
（※1）被災者対応を最優先に行い、遅滞なく（夜間・休日を問わず）市への報告、関係官庁への連絡を行って下さい。

「事故報告書」の提出は、その後になります。

（※2）「事故報告書」提出時点でわかる範囲で記入の上、診断書が発行され次第速やかに写しを提出して下さい。

（※3）工事関係者の被災は、所轄の労働基準監督署へ「労働者死傷病報告」の届出が必要です。

# 事故現場見取図



- 記載上の注意
- 1 道路幅・距離・家屋等を記載すること。
  - 2 大きさの釣合いがとれるように記載すること。

< 記載項目 >

発見場所  
警笛吹鳴箇所  
制動箇所  
事故箇所

自社車両  
相手方車両  
進行方向  
信号

一時停止  
人間  
バイク・自転車  
横断歩道

歩道橋  
川  
橋



# 高度処理水使用計画書

札幌市長

様

住所  
受託者 氏名  
又は名称

印

令和 年度 道路清掃業務（ 地区 ）の履行に際し、高度処理水の使用  
計画書及び従事する車両を下記のとおり報告いたします。

## 記

使用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

### 1. 計画表

月	給水台数 (台)	給水水量 (t)	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
計			

### 2. 車両

登録番号	メーカー	車種	年式	積載量	車検期間	所有区分	備考



### 協 議 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 札幌市	<input type="checkbox"/> 受託者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾			
業務名	道路清掃業務 ( 地区)			
(内容) ..... ..... ..... ..... ..... ..... .....				
添付図 葉、その他添付図書				
処 理 ・ 回 答	札幌市	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日  <b>【回答】</b> ..... ..... ..... ..... .....		
	受託者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日  <b>【回答】</b> ..... ..... ..... ..... .....		
添付図 葉、その他添付図書				

札幌市	確認欄	課長	係長	担当

受託者	確認欄	現場代理人		

# 工区別路線調書

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道作業延長	歩道清掃延長	
A	10-B10-0	中央区	B	41	西15丁目線		国道230号	9901	主要市道旭山公園米里	1.46	2.9	2.9
A	10-B22-2	中央区	B	9504	西6丁目線	1	大通南線	9	南4条線	0.5	1.0	1.0
A	10-B25-2	中央区	B	9506	西8丁目線	1	大通南線	9	南4条線	0.51	1.0	1.0
A	10-B30-0	中央区	B	9901	主要市道旭山公園米里	9902	国道230号	41	西15丁目線	0.58	1.2	1.2
A	10-B35-0	中央区	B	9503	西5丁目線	1	大通南線	9	南4条線	0.51	1.0	1.0
A	10-B37-0	中央区	B	9505	西7丁目線	1	大通南線	9	南4条線	0.51	1.0	1.0
A	10-B45-0	中央区	B	7	南2条線		国道230号	9503	西5丁目線	0.79	1.6	1.6
A	10-B46-0	中央区	B	8	南3条線		国道230号	9503	西5丁目線	0.79	1.6	1.6
A	10-B47-0	中央区	B	9	南4条線		国道230号	9505	西7丁目線	0.54	1.1	1.1
A	10-B48-0	中央区	B	6	南1条線		国道230号	9503	西5丁目線	0.79	1.6	1.6
A	10-B57-0	中央区	B	9	南4条線	9505	西7丁目線		国道36号	0.39	0.8	0.8
A	10-B63-0	中央区	B	9900	主要市道真駒内篠路線	9525	北3条線	10	南5条線		2.2	0.0
A	10-B64-0	中央区	B	6	南1条線	9503	西5丁目線	9900	主要市道真駒内篠路線	0.52	1.0	1.0
A	10-B65-3	中央区	B	7	南2条線	9503	西5丁目線	9900	主要市道真駒内篠路線	0.52	1.0	1.0
A	10-B66-0	中央区	B	8	南3条線	9503	西5丁目線	9900	主要市道真駒内篠路線	0.52	1.0	1.0
A	10-B67-0	中央区	B	9501	西3丁目線	1	大通南線		国道36号	0.51	1.0	1.0
A	10-B68-0	中央区	B	9500	西2丁目線	1	大通南線		国道36号	0.51	1.0	1.0
A	10-C10-2	中央区	C	39	西13丁目線	1	大通南線	453	一般道々西野白石線	3.08	6.2	6.2
A	10-C11-2	中央区	C	40	西14丁目線	1	大通南線	8	南3条線	0.39	0.8	0.8
A	10-C1-3	中央区	C	4089	主要道々札幌環状線	41	西15丁目線		国道230号	0.6	1.2	1.2
A	10-C13-2	中央区	C	41	西15丁目線	1	大通南線	6	南1条線	0.13	0.3	0.3
A	10-C17-2	中央区	C	8	南3条線	41	西15丁目線		国道230号	0.6	1.2	1.2
A	10-C21-0	中央区	C	4453	一般道々西野白石線	89	主要道々札幌環状線		国道230号	0.58	1.2	1.2
A	10-C34-0	中央区	C	58	南11条中央線	41	西15丁目線		国道230号	0.53	1.1	1.1
A	10-C36-0	中央区	C	60	南14条中央線	41	西15丁目線		国道230号	0.53	1.1	1.1

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道作業延長	歩道清掃延長	
A	10-C4-0	中央区	C	9900	主要市道真駒内篠路線	9525	北3条線	10	南5条線	1.1	2.2	0.0
A	10-C40-2	中央区	C	61	南17条線	41	西15丁目線		国道230号	0.58	1.2	1.2
A	10-C43-0	中央区	C	9	南4条線		国道230号	9505	西7丁目線		1.1	0.0
A	10-C44-0	中央区	C	9583	西南線		国道230号	694	山鼻川左岸線	0.12	0.2	0.2
A	10-C47-0	中央区	C	453	一般道々西野白石線		国道230号	9900	主要市道真駒内篠路線	1	2.0	2.0
A	10-C48-0	中央区	C	7	南2条線	145	西14丁目中通線		国道230号	0.46	0.9	0.9
A	10-C7-4	中央区	C	36	西9丁目線	1	大通南線	9	南4条線	0.5	1.0	1.0
A	10-C8-2	中央区	C	37	西10丁目線	1	大通南線	7	南2条線	0.26	0.5	0.5
A	10-C9-2	中央区	C	38	西12丁目線	1	大通南線	8	南3条線	0.39	0.8	0.8
A	10-D11-0	中央区	D	11	南6条線	41	西15丁目線		国道230号	0.59	1.2	0.0
A	10-D13-2	中央区	D	38	西12丁目線	11	南6条線	453	一般道々西野白石線	2.35	4.7	0.0
A	10-D14-2	中央区	D	40	西14丁目線	8	南3条線	453	一般道々西野白石線	2.68	5.4	0.0
A	10-D28-0	中央区	D	9505	西7丁目線	453	一般道々西野白石線	63	南24条線	0.3	0.6	0.0
A	10-D29-0	中央区	D	63	南24条線		国道230号	9505	西7丁目線	0.57	1.1	0.0
A	10-E100-0	中央区	E	120	西13丁目中通線	8	南3条線	11	南6条線	0.34	0.7	0.0
A	10-E201-0	中央区	E	37	西10丁目線	118	南28条中央線	694	山鼻川左岸線	0.35	0.7	0.0
A	10-E208-0	中央区	E	147	南29条線		国道230号	37	西10丁目線	0.15	0.3	0.0
A	10-E209-0	中央区	E	149	南30条線		国道230号	37	西10丁目線	0.15	0.3	0.0
A	10-E223-0	中央区	E	694	山鼻川左岸線	9583	西南線	118	南28条中央線	0.46	0.9	0.0
A	10-E507-0	中央区	E	36	西9丁目線	453	一般道々西野白石線	118	南28条中央線	0.95	1.9	0.0
A	10-E53-0	中央区	E	122	藻岩山麓線	110	南26条線	100	南27条線	0.14	0.3	0.0
A	10-E54-0	中央区	E	100	南27条線	122	藻岩山麓線		国道230号	0.21	0.4	0.0
A	10-E55-0	中央区	E	259	南28条中通西線	9583	西南線		国道230号	0.22	0.4	0.0
A	10-E64-0	中央区	E	118	南28条中央線		国道230号	36	西9丁目線	0.28	0.6	0.0
A	10-E65-0	中央区	E	108	南25条線	39	西13丁目線		国道230号	0.27	0.5	0.0
A	10-E66-0	中央区	E	38	西12丁目線	453	一般道々西野白石線	108	南25条線	0.45	0.9	0.0



工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道作業延長	歩道清掃延長	
A	10-E76-0	中央区	E	88	南16条中央線	41	西15丁目線	39	西13丁目線	0.3	0.6	0.0
A	10-E78-0	中央区	E	93	南20条線	41	西15丁目線	39	西13丁目線	0.3	0.6	0.0
A	10-E79-0	中央区	E	94	南20条中央線	41	西15丁目線	39	西13丁目線	0.45	0.9	0.0
A	10-E8-0	中央区	E	110	南26条線	122	藻岩山麓線		国道230号	0.23	0.5	0.0
A	10-E80-0	中央区	E	95	南21場線	40	西40丁目線	38	西12丁目線	0.32	0.6	0.0
A	10-E81-0	中央区	E	96	南21条中央線	41	西15丁目線		国道230号	0.59	1.2	0.0
A	10-E82-0	中央区	E	19	大通南1条中通線		国道230号		国道36号	0.91	1.8	0.0
A	10-E83-0	中央区	E	18	南1・2条中通線	40	西40丁目線		国道230号	0.37	0.7	0.0
A	10-E84-0	中央区	E	17	南2・3条中通線	40	西40丁目線	38	西12丁目線	0.26	0.5	0.0
A	10-E94-0	中央区	E	108	南25条線		国道230号	9506	西8丁目線	0.44	0.9	0.0
A	10-E98-0	中央区	E	19	大通南1条中通線	41	西15丁目線		国道230号	0.5	1.0	0.0
A	10-F10-0	中央区	F	40	西14丁目線	453	一般道々西野白石線	38	西12丁目線	1.06	2.1	0.0
A	10-F11-0	中央区	F	90	南18条線	39	西13丁目線	39	西14丁目線	0.15	0.3	0.0
A	10-F12-0	中央区	F	92	南19条線	38	西12丁目線	39	西13丁目線	0.15	0.3	0.0
A	10-F13-0	中央区	F	99	南23条中央線	9506	西8丁目線	9505	西7丁目線	0.13	0.3	0.0
A	10-F14-0	中央区	F	110	南26条線	36	西9丁目線	9506	西8丁目線	0.16	0.3	0.0
A	50-C1-0	豊平区	C	9566	平岸澄川線	R453	国道453号	南833	澄川駅裏通線	0.63	1.3	1.3
A	50-F32-0	豊平区	F	1749	平岸3条18丁目1号線	9566	平岸澄川線	南833	澄川駅裏通線	0.6	1.2	0.0
A	60-C1-0	南区	C	9900	主要市道真駒内篠路線	9583	西南線	9583	西南線	2.65	5.3	2.8
A	60-C10-0	南区	C	9570	澄川福住線		国道453号		豊平区界	2.11	4.2	4.2
A	60-C11-0	南区	C	490	観光道路連絡線		国道230号	82	主要道々西野真駒内清	0.61	1.1	0.8
A	60-C12-0	南区	C	117	真駒内団地中央線	89	真駒内団地6号線	99	真駒内団地8号線	0.86	1.7	1.7
A	60-C16-0	南区	C	82	主要道々西野真駒内清	3	真駒内住宅団地線		豊平区界	1.29	2.6	2.6
A	60-C17-0	南区	C	3	真駒内住宅団地線	9566	平岸澄川線	88	真駒内団地5号線	2.01	4.0	4.0
A	60-C18-0	南区	C	82	主要道々西野真駒内清		国道230号	3	真駒内住宅団地線	1.83	3.7	3.7
A	60-C19-0	南区	C	88	真駒内団地5号線	3	真駒内住宅団地線		国道453号	0.6	1.2	1.2

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道作業延長	歩道清掃延長
A	60-C2-0	南区	C	568	藻岩橋通線	9900	主要市道真駒内篠路線	国道453号	0.26	0.5	0.5
A	60-C20-0	南区	C	121	真駒内団地西線	88	真駒内団地5号線	89 真駒内団地6号線	0.16	0.3	0.3
A	60-C21-0	南区	C	9566	平岸澄川線	833	澄川駅裏通線	3 真駒内住宅団地線	1.24	2.5	2.5
A	60-C3-0	南区	C	117	真駒内団地中央線	82	主要道々西野真駒内清	88 真駒内団地5号線	0.83	1.7	1.7
A	60-C4-0	南区	C	89	真駒内団地6号線		国道453号	3 真駒内住宅団地線	0.53	1.1	1.1
A	60-C5-0	南区	C	826	川沿石山連絡線		国道453号	国道230号	2.09	4.2	4.2
A	60-C7-0	南区	C	490	観光道路連絡線	82	主要道々西野真駒内清	国道230号	1.54	3.1	3.1
A	60-C8-0	南区	C	82	主要道々西野真駒内清	464	北ノ沢中線	国道230号	1.82	3.6	3.6
A	60-C9-0	南区	C	9583	西南線	458	藻岩下西10丁目線	国道453号	0.71	1.4	1.4
A	60-D1-0	南区	D	833	澄川駅裏通線	9566	平岸澄川線	9570 澄川福住線	0.49	1.0	0.0
A	60-D10-0	南区	D	246	澄川緑ヶ丘1号線	82	主要道々西野真駒内清	9578 石山西岡線	0.92	1.8	0.0
A	60-D11-0	南区	D	9578	石山西岡線	豊21	月寒西岡線	221 真駒内養護学校1号線	1.22	1.2	0.0
A	60-D14-0	南区	D	458	藻岩下西10丁目線	1991	南31条西10丁目1号線	2005 南35条西10丁目1号線	0.83	1.7	0.0
A	60-D15-0	南区	D	457	藻岩下西11丁目線		国道230号	地先	0.57	1.1	0.0
A	60-D23-0	南区	D	3	真駒内住宅団地線	88	真駒内団地5号線	99 真駒内団地8号線	1.28	2.6	0.0
A	60-D28-0	南区	D	101	真駒内南町1号線	121	真駒内団地西線	3 真駒内住宅団地線	0.35	0.7	0.0
A	60-D29-0	南区	D	9578	石山西岡線	99	真駒内団地8号線	826 川沿石山連絡線	1.02	2.0	0.0
A	60-D33-0	南区	D	444	北ノ沢山手線		藻岩山観光自動車道路	490 観光道路連絡線	1.5	3.0	0.0
A	60-D34-0	南区	D	464	北ノ沢中線	82	主要道々西野真駒内清	444 北ノ沢山手線	0.7	1.4	0.0
A	60-D36-0	南区	D	82	主要道々西野真駒内清		北ノ沢1744-103	464 北ノ沢中線	1.43	2.9	0.0
A	60-D46-0	南区	D	449	川沿中央線	450	南の沢連絡線	448 南の沢線	1.19	2.4	0.0
A	60-D47-0	南区	D	545	三吉神社通線	449	川沿中央線	448 南の沢線	1.04	2.1	0.0
A	60-D50-0	南区	D	448	南の沢線	449	川沿中央線	492 硬石山線	0.54	1.1	0.0
A	60-D501-0	南区	D	826	川沿石山連絡線		国道453号	国道453号	0.5	1.0	0.0
A	60-D55-0	南区	D	21	藤野1号線		国道230号	1182 藤野102号線	0.81	1.6	0.0
A	60-D6-0	南区	D	9582	美園西岡線	645	澄川24号線	9576 澄川厚別滝連絡線	1.18	2.4	0.0

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道作業延長	歩道清掃延長
A	60-D60-0	南区	D	973	定山溪東西線	1	主要道々小樽定山溪線	国道230号	1.63	3.3	0.0
A	60-D61-0	南区	D	1	主要道々小樽定山溪線	973	定山溪東西線	国道230号	0.79	1.6	0.0
A	60-D62-0	南区	D	42	定山溪中央線	1	主要道々小樽定山溪線	国道230号	0.96	1.9	0.0
A	60-D7-0	南区	D	646	澄川25号線	9570	澄川福住線	644 澄川23号線	0.31	0.6	0.0
A	60-D72-0	南区	D	450	南の沢連絡線	545	三吉神社通線	448 南の沢線	1.11	2.2	0.0
A	60-D8-0	南区	D	1991	南31条西10丁目1号線		国道230号	9583 西南線	0.2	0.4	0.0
A	60-D81-0	南区	D	450	南の沢連絡線	82	主要道々西野真駒内清	449 川沿中央線	1.16	2.3	0.0
A	60-D82-0	南区	D	9582	美園西岡線	1909	澄川通線	1071 澄川6条12・13丁目2号線	1.37	2.7	0.0
A	60-D86-0	南区	D	9576	澄川厚別滝連絡線	9570	澄川福住線	82 主要道々西野真駒内清	1.2	2.4	0.0
A	60-D89-0	南区	D	448	南の沢線	492	硬石山線	国道230号	1.79	3.6	0.0
A	60-D9-0	南区	D	121	真駒内団地西線	89	真駒内団地6号線	137 真駒内南町15号線	0.71	1.4	0.0
A	60-D93-0	南区	D	2182	真駒内石山線	9578	石山西岡線	826 川沿石山連絡線	0.53	1.1	0.0
A	60-D95-0	南区	D	9578	石山西岡線	221	真駒内養護学校1号線	99 真駒内団地8号線	1.9	3.8	0.0
A	60-D96-0	南区	D	826	川沿石山連絡線		国道230号	826 川沿石山連絡線	1.38	2.8	0.0
A	60-D97-0	南区	D	117	真駒内団地中央線	82	主要道々西野真駒内清	88 真駒内団地5号線		1.7	0.0
A	60-D98-0	南区	D	117	真駒内団地中央線	89	真駒内団地6号線	99 真駒内団地8号線		1.7	0.0
A	60-D99-0	南区	D	82	主要道々西野真駒内清		真駒内公園2	真駒内公園3		0.2	0.0
A	60-E1-0	南区	E	442	石山線	176	石山9号線	987 石山27号線	0.51	0.5	0.0
A	60-E10-0	南区	E	313	十五島団地14号線	794	十五島団地20号線	27 十五島公園西連絡線	0.12	0.2	0.0
A	60-E100-0	南区	E	26	十五島公園連絡線	794	国道230号	27 十五島公園西連絡線	0.37	0.7	0.0
A	60-E101-0	南区	E	48	定山溪北1号線	973	定山溪東西線	42 定山溪中央線	0.85	1.7	0.0
A	60-E102-0	南区	E	320	柏ヶ丘団地1号線	158	柏ヶ丘線	320 柏ヶ丘団地1号線	1.02	2.0	0.0
A	60-E103-0	南区	E	2042	南沢3条1丁目10号線	545	三吉神社通線	1403 南の沢3条1・2丁目1号線	0.16	0.3	0.0
A	60-E104-0	南区	E	1403	南の沢3条1・2丁目1号線	2042	南沢3条1丁目10号線	1404 南沢2・3条2丁目1号線	0.27	0.5	0.0
A	60-E105-0	南区	E	177	石山10号線	987	石山27号線	国道230号	0.4	0.8	0.0
A	60-E107-0	南区	E	445	北ノ沢線	82	主要道々西野真駒内清	490 観光道路連絡線	0.21	0.4	0.0

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道作業延長	歩道清掃延長
A	60-E108-0	南区	E	631	南の沢21号線	449	川沿中央線	636	南の沢26号線	0.48	1.0	0.0
A	60-E109-0	南区	E	144	澄川2号線	9566	平岸澄川線	146	澄川小学校通線	0.34	0.7	0.0
A	60-E11-0	南区	E	27	十五島公園西連絡線	203	十五島団地5号線	157	藤野3号線	0.25	0.5	0.0
A	60-E110-0	南区	E	146	澄川小学校通線	9570	澄川福住線	9571	澄川水源池連絡線	0.47	0.9	0.0
A	60-E111-0	南区	E	9571	澄川水源池連絡線	9566	平岸澄川線	852	澄川高台1号線	0.37	0.7	0.0
A	60-E112-0	南区	E	281	澄川静療院南9号線	273	澄川静療院南1号線	9570	澄川福住線	0.37	0.7	0.0
A	60-E113-0	南区	E	59	真駒内団地1号線		国道453号	117	真駒内団地中央線	0.41	0.8	0.0
A	60-E114-0	南区	E	117	真駒内団地中央線	59	真駒内団地1号線	61	真駒内団地2号線	0.33	0.7	0.0
A	60-E115-0	南区	E	61	真駒内団地2号線		国道453号	82	主要道々西野真駒内清	0.86	1.7	0.0
A	60-E116-0	南区	E	121	真駒内団地西線	61	真駒内団地2号線	88	真駒内団地5号線	1.15	2.3	0.0
A	60-E117-0	南区	E	116	真駒内団地東2号線	82	主要道々西野真駒内清	117	真駒内団地中央線	0.6	1.2	0.0
A	60-E118-0	南区	E	112	真駒内団地東1号線	82	主要道々西野真駒内清	3	真駒内住宅団地線	0.51	1.0	0.0
A	60-E119-0	南区	E	79	真駒内団地上町7号線	117	真駒内団地中央線	3	真駒内住宅団地線	0.49	1.0	0.0
A	60-E12-0	南区	E	11	石山1号線	12	石山2号線		国道453号	0.41	0.8	0.0
A	60-E120-0	南区	E	100	真駒内団地7号線	99	真駒内団地8号線	138	真駒内団地東4号線	0.51	1.0	0.0
A	60-E121-0	南区	E	137	真駒内南町15号線	100	真駒内団地7号線	138	真駒内団地東4号線	0.63	1.3	0.0
A	60-E122-0	南区	E	138	真駒内団地東4号線	88	真駒内団地5号線	108	真駒内南町9号線	1.2	2.4	0.0
A	60-E123-0	南区	E	937	真駒内高台6号線	158	柏ヶ丘線		国道453号	0.48	1.0	0.0
A	60-E124-0	南区	E	158	柏ヶ丘線		国道453号	937	真駒内高台6号線	0.89	1.8	0.0
A	60-E125-0	南区	E	24	藤野焼山線		国道230号	835	藤野62号線	0.41	0.7	0.0
A	60-E126-0	南区	E	58	簾舞中央線		地先		国道230号	1.06	2.1	0.0
A	60-E127-0	南区	E	83	真駒内団地4号線		国道453号	112	真駒内団地東1号線	0.67	1.3	0.0
A	60-E128-0	南区	E	18	石山穴の沢線		国道230号	297	石山高台8号線	0.61	1.0	0.0
A	60-E129-0	南区	E	168	藤野12号線		国道230号	167	藤野11号線	0.68	1.4	0.0
A	60-E13-0	南区	E	282	駒岡真駒内線	1617	駒岡真駒内連絡線	2254	駒岡清掃工場横線	0.23	0.5	0.0
A	60-E130-0	南区	E	180	藤野18号線		国道230号	25	野の沢焼山連絡線	1.03	2.1	0.0

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道作業延長	歩道清掃延長
A	60-E133-0	南区	E	9578	石山西岡線	99	真駒内団地8号線	826	川沿石山連絡線		1.6	0.0
A	60-E134-0	南区	E	463	新御料橋通線	442	石山線	58	簾舞中央線	0.35	0.7	0.0
A	60-E135-0	南区	E	99	真駒内団地8号線		国道453号	9578	石山西岡線	1.04	2.1	0.0
A	60-E136-0	南区	E	1611	簾舞43号線	58	簾舞中央線	2388	簾舞小学校裏通線	0.07	0.1	0.0
A	60-E137-0	南区	E	82	主要道々西野真駒内清	2291	北ノ沢28号線		北ノ沢1744-103	1	1.1	0.0
A	60-E138-0	南区	E	82	主要道々西野真駒内清		ブルーマウンテン入口		こばやし峠頂上(駐車帯)	1.16	2.3	0.0
A	60-E15-0	南区	E	1391	川沿4条2丁目2号線	490	観光道路連絡線		国道230号	0.3	0.6	0.0
A	60-E16-0	南区	E	251	澄川緑ヶ丘6号線	250	澄川緑ヶ丘5号線	252	澄川緑ヶ丘7号線	0.23	0.5	0.0
A	60-E17-0	南区	E	250	澄川緑ヶ丘5号線	82	主要道々西野真駒内清	263	澄川緑ヶ丘18号線	0.57	1.1	0.0
A	60-E18-0	南区	E	257	澄川緑ヶ丘12号線	250	澄川緑ヶ丘5号線	252	澄川緑ヶ丘7号線	0.21	0.4	0.0
A	60-E19-0	南区	E	263	澄川緑ヶ丘18号線	250	澄川緑ヶ丘5号線	9576	澄川厚別滝連絡線	0.33	0.7	0.0
A	60-E2-0	南区	E	282	駒岡真駒内線	9578	石山西岡線	1617	駒岡真駒内連絡線	1.63	1.8	0.0
A	60-E20-0	南区	E	252	澄川緑ヶ丘7号線	251	澄川緑ヶ丘6号線	9576	澄川厚別滝連絡線	0.13	0.3	0.0
A	60-E202-0	南区	E	159	銚子口旧道線		国道230号	39	定山溪1番通線	0.28	0.3	0.0
A	60-E203-0	南区	E	39	定山溪1番通線	159	銚子口旧道線	198	豊平峡ダム路線	1.05	1.1	0.0
A	60-E204-0	南区	E	1	主要道々小樽定山溪線	95	主要道々京極定山溪線		つづじ橋	9.1	16.0	0.0
A	60-E205-0	南区	E	1811	定山溪ダム線	1	主要道々小樽定山溪線		地先	0.11	0.2	0.0
A	60-E206-0	南区	E	1685	石山1条7丁目4号線	176	石山9号線		国道230号	0.34	0.7	0.0
A	60-E207-0	南区	E	1587	澄川4条1丁目6号線	833	澄川駅裏通線	豊2272	平岸4条18丁目1号線	0.4	0.8	0.0
A	60-E208-0	南区	E	9577	天神山南線		地先	9566	平岸澄川線	0.43	0.9	0.0
A	60-E209-0	南区	E	222	真駒内養護学校2号線	418	平岸澄川1号線	9576	澄川厚別滝連絡線	0.39	0.8	0.0
A	60-E21-0	南区	E	9576	澄川厚別滝連絡線	246	澄川緑ヶ丘1号線	9578	石山西岡線	1.28	2.6	0.0
A	60-E210-0	南区	E	1285	南の沢59号線	449	川沿中央線	545	三吉神社通線	0.27	0.5	0.0
A	60-E214-0	南区	E	18	石山穴の沢線	19	石山穴の沢線		地先	1.93	3.9	0.0
A	60-E215-0	南区	E	21	藤野1号線	1182	藤野102号線		地先	2.18	3.1	0.0
A	60-E216-0	南区	E	478	かつらが丘中央線		地先	454	九萬坪線	1.03	1.6	0.0

工区	ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道作業延長	歩道清掃延長
A	60-E218-0	南区	E	141	石山6号線	826	川沿石山連絡線	12	石山2号線	0.3	0.6	0.0
A	60-E219-0	南区	E	199	十五島団地1号線	1579	藤野140号線	794	十五島団地20号線	0.41	0.8	0.0
A	60-E22-0	南区	E	469	藻岩下8号線		国道230号	457	藻岩下西11丁目線	0.13	0.3	0.0
A	60-E220-0	南区	E	1579	藤野140号線	199	十五島団地1号線	1577	藤野138号線	0.33	0.7	0.0
A	60-E221-0	南区	E	1577	藤野138号線	1579	藤野140号線	58	簾舞中央線	0.06	0.1	0.0
A	60-E222-0	南区	E	826	川沿石山連絡線		国道453号		国道453号		1.0	0.0
A	60-E23-0	南区	E	36	砥山豊平川沿線	2461	新御料橋通線		国道230号	4.55	9.1	0.0
A	60-E24-0	南区	E	618	北ノ沢宅造9号線	623	北ノ沢宅造14号線	82	主要道々西野真駒内清	0.28	0.6	0.0
A	60-E26-0	南区	E	117	真駒内団地中央線	99	真駒内団地8号線	109	真駒内南町10号線	0.29	0.6	0.0
A	60-E27-0	南区	E	636	南の沢26号線	631	南の沢21号線	448	南の沢線	0.2	0.4	0.0
A	60-E28-0	南区	E	1784	石山1条1丁目線	826	川沿石山連絡線	423	石山宅造24号線	0.33	0.7	0.0
A	60-E29-0	南区	E	1573	石山1条7丁目線		国道230号	826	川沿石山連絡線	0.26	0.5	0.0
A	60-E3-0	南区	E	1617	駒岡真駒内連絡線	282	駒岡真駒内線	4	真駒内滝野線	0.58	1.2	0.0
A	60-E30-0	南区	E	341	一般道々真駒内御料札		国道453号		鱒見の滝入口	5.29	7.3	0.0
A	60-E31-0	南区	E	18	石山穴の沢線	297	石山高台8号線	19	石山穴の沢東線	0.69	1.4	0.0
A	60-E32-0	南区	E	681	藤野48号線	685	藤野52号線		国道230号	0.24	0.5	0.0
A	60-E33-0	南区	E	683	藤野50号線	27	十五島公園西連絡線	679	藤野46号線	0.26	0.5	0.0
A	60-E34-0	南区	E	27	十五島公園西連絡線	1471	十五島公園西37号線		地先	0.62	1.2	0.0
A	60-E36-0	南区	E	442	石山線	463	新御料橋通線		北方自然教育園前	1.57	1.6	0.0
A	60-E37-0	南区	E	3	真駒内住宅団地線	99	真駒内団地8号線	3	真駒内住宅団地線	0.68	1.4	0.0
A	60-E38-0	南区	E	4	真駒内滝野線	9578	石山西岡線	2035	常盤真駒内2号線	4.2	6.0	0.0
A	60-E39-0	南区	E	1602	川沿2条2丁目線	490	観光道路連絡線		国道230号	0.33	0.7	0.0
A	60-E4-0	南区	E	1410	南沢2・3条2丁目3号線	631	南の沢21号線	448	南の沢線	0.56	1.1	0.0
A	60-E40-0	南区	E	95	主要道々京極定山溪線	1811	定山溪ダム線		地先	0.47	0.9	0.0
A	60-E41-0	南区	E	454	九萬坪線	478	かつらが丘中央線		国道230号	0.16	0.3	0.0
A	60-E42-0	南区	E	478	かつらが丘中央線	454	九萬坪線		国道230号	0.26	0.5	0.0

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道作業延長	歩道清掃延長	
A	60-E43-0	南区	E	176	石山9号線	987	石山27号線	国道230号	0.92	1.4	0.0	
A	60-E44-0	南区	E	442	石山線	176	石山9号線	地先	1.42	1.5	0.0	
A	60-E45-0	南区	E	229	藤野野の沢13号線	1893	藤野4条6丁目4号線	21	藤野1号線	1.25	2.5	0.0
A	60-E46-0	南区	E	1756	藤野川右岸通線		国道230号	25	野の沢焼山連絡線	0.88	1.8	0.0
A	60-E47-0	南区	E	1757	藤野川左岸通線		国道230号	25	野の沢焼山連絡線	0.88	1.8	0.0
A	60-E49-0	南区	E	422	石山宅造23号線	423	石山宅造24号線	140	石山学校通線	0.47	0.9	0.0
A	60-E5-0	南区	E	150	藤野2号線		国道230号	306	藤野自然公園横8号線	0.31	0.6	0.0
A	60-E50-0	南区	E	140	石山学校通線	422	石山宅造23号線	1609	石山1条3丁目1号線	0.5	0.8	0.0
A	60-E51-0	南区	E	1609	石山1条3丁目1丁目線	140	石山学校通線	1573	石山1条3丁目線	0.42	0.8	0.0
A	60-E52-0	南区	E	203	十五島団地5号線	316	十五島団地17号線	27	十五島公園西連絡線	0.2	0.4	0.0
A	60-E53-0	南区	E	310	十五島団地11号線	204	十五島団地6号線		国道230号	0.73	1.5	0.0
A	60-E54-0	南区	E	27	十五島公園西連絡線	313	十五島団地14号線		国道230号	0.36	0.7	0.0
A	60-E55-0	南区	E	1821	藤野川南線	1757	藤野川左岸通線		国道230号	0.65	1.3	0.0
A	60-E56-0	南区	E	2279	藤野通線	180	藤野18号線		国道230号	2	4.0	0.0
A	60-E57-0	南区	E	2035	常盤真駒内2号線		国道453号	4	真駒内滝野線	1.02	1.5	0.0
A	60-E58-0	南区	E	222	真駒内養護学校2号線	221	真駒内養護学校1号線	418	平岸澄川1号線	0.24	0.5	0.0
A	60-E59-0	南区	E	221	真駒内養護学校1号線	3	真駒内住宅団地線	9578	石山西岡線	0.79	1.3	0.0
A	60-E6-0	南区	E	755	藤野自然公園横10号線	306	藤野自然公園横8号線	755	藤野自然公園横10号線	0.26	0.5	0.0
A	60-E61-0	南区	E	485	藻岩下10号線	9583	西南線	459	藻岩下1号線	0.34	0.7	0.0
A	60-E62-0	南区	E	446	中ノ沢線	450	南の沢連絡線	82	主要道々西野真駒内清	0.52	0.6	0.0
A	60-E63-0	南区	E	531	南の沢11号線	1333	南の沢73号線	527	南の沢5条1号線	0.83	1.7	0.0
A	60-E64-0	南区	E	498	南の沢宅造1号線	549	交通団地横6号線	449	川沿中央線	0.49	1.0	0.0
A	60-E65-0	南区	E	523	南の沢3号線	531	南の沢11号線	449	川沿中央線	0.28	0.6	0.0
A	60-E66-0	南区	E	527	南の沢5条1号線	529	南の沢9号線	523	南の沢3号線	0.46	0.9	0.0
A	60-E67-0	南区	E	495	川沿14・15条2丁目線	573	川沿12・13条3丁目線		国道230号	0.3	0.6	0.0
A	60-E68-0	南区	E	573	川沿12・13条3丁目線	448	南の沢線	495	川沿14・15条2丁目線	0.37	0.7	0.0



工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道作業延長	歩道清掃延長	
A	60-E69-0	南区	E	17	石山5号線	826	川沿石山連絡線	1422	石山59号線	0.42	0.8	0.0
A	60-E7-0	南区	E	1440	藤野123号線		国道230号	2172	藤野4条10丁目6号線	0.45	0.9	0.0
A	60-E70-0	南区	E	1422	石山59号線	17	石山5号線	361	石山宅造9号線	0.52	1.0	0.0
A	60-E71-0	南区	E	353	石山宅造1号線	361	石山宅造9号線	18	石山穴の沢線	0.27	0.5	0.0
A	60-E72-0	南区	E	1959	中ノ沢区画整理25号線	1968	中ノ沢区画整理34号線	1935	中ノ沢区画整理1号線	0.82	1.6	0.0
A	60-E73-0	南区	E	450	南の沢連絡線	446	中ノ沢線	1959	中ノ沢区画整理25号線	0.22	0.4	0.0
A	60-E74-0	南区	E	1938	中ノ沢区画整理4号線	1959	中ノ沢区画整理25号線	450	南の沢連絡線	0.44	0.9	0.0
A	60-E75-0	南区	E	485	藻岩下10号線	9900	主要市道真駒内篠路線	9583	西南線	0.31	0.6	0.0
A	60-E76-0	南区	E	86	緑町3号線	121	真駒内団地西線	117	真駒内団地中央線	0.18	0.4	0.0
A	60-E77-0	南区	E	1390	川沿4条2丁目1号線	490	観光道路連絡線	1391	川沿4条2丁目2号線	0.34	0.7	0.0
A	60-E78-0	南区	E	1960	中ノ沢区画整理26号線	446	中ノ沢線	1938	中ノ沢区画整理4号線	0.39	0.8	0.0
A	60-E79-0	南区	E	446	中ノ沢線	1959	中ノ沢区画整理25号線	450	南の沢連絡線	0.37	0.7	0.0
A	60-E8-0	南区	E	34	豊滝東1号連絡線		国道230号	966	豊滝13号線	0.65	1.3	0.0
A	60-E80-0	南区	E	1870	南の沢83号線	450	南の沢連絡線	450	南の沢連絡線	0.72	1.4	0.0
A	60-E81-0	南区	E	1422	石山59号線	361	石山宅造9号線	1856	石山67号線	0.48	1.0	0.0
A	60-E82-0	南区	E	1938	中ノ沢区画整理4号線	450	南の沢連絡線	450	南の沢連絡線	0.31	0.6	0.0
A	60-E83-0	南区	E	61	真駒内団地2号線	82	主要道々西野真駒内清	79	真駒内上町7号線	0.2	0.4	0.0
A	60-E84-0	南区	E	524	南の沢4号線	531	南の沢11号線	527	南の沢5条1号線	0.23	0.5	0.0
A	60-E85-0	南区	E	1404	南沢2・3条2丁目1号線	1403	南の沢3条1・2丁目1号線	1414	南沢2条2丁目2号線	0.44	0.9	0.0
A	60-E86-0	南区	E	1751	川沿5条2丁目3号線	573	川沿12・13条3丁目線	639	硬石山下6号線	0.27	0.5	0.0
A	60-E87-0	南区	E	639	硬石山下6号線	1751	川沿5条2丁目3号線	638	硬石山下5号線	0.2	0.4	0.0
A	60-E88-0	南区	E	637	硬石山下4号線	639	硬石山下6号線		国道230号	0.2	0.4	0.0
A	60-E89-0	南区	E	2254	駒岡清掃工場横線	282	駒岡真駒内線	4	真駒内滝野線	0.54	1.1	0.0
A	60-E9-0	南区	E	153	豊滝線	35	豊滝西線		国道230号	0.32	0.4	0.0
A	60-E90-0	南区	E	536	南の沢16号線	1511	南の沢5条4号線	527	南の沢5条1号線	0.53	1.1	0.0
A	60-E91-0	南区	E	1412	南の沢3条2丁目13号線	1410	南沢2・3条2丁目3号線	450	南の沢連絡線	0.35	0.7	0.0



工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道作業延長	歩道清掃延長	
A	60-E92-0	南区	E	27	十五島公園西連絡線	157	藤野3号線	1471	十五島公園西37号線	0.22	0.3	0.0
A	60-E94-0	南区	E	109	真駒内南町10号線	117	真駒内団地中央線	3	真駒内住宅団地線	0.24	0.5	0.0
A	60-E95-0	南区	E	420	柏ヶ丘南2号線		国道453号	117	真駒内団地中央線	0.23	0.2	0.0
A	60-E97-0	南区	E	411	藤野墓地線		国道230号	25	野の沢焼山連絡線	0.85	1.7	0.0
A	60-F1-0	南区	F	252	澄川緑ヶ丘7号線	264	澄川緑ヶ丘19号線	268	澄川緑ヶ丘23号線	0.15	0.3	0.0
A	60-F10-0	南区	F	9	常盤真駒内線	2035	常盤真駒内2号線	1353	常盤44号線	0.48	1.0	0.0
A	60-F11-0	南区	F	1801	真駒内南21号線	1348	常盤36号線	1919	真駒内南40号線	0.31	0.6	0.0
A	60-F12-0	南区	F	1353	常盤44号線		国道453号	1348	常盤36号線	0.3	0.6	0.0
A	60-F13-0	南区	F	1346	常盤37号線	1349	常盤40号線	1357	常盤48号線	0.35	0.7	0.0
A	60-F14-0	南区	F	1159	常盤28号線	1357	常盤48号線	2150	常盤5条2丁目5号線	0.43	0.9	0.0
A	60-F15-0	南区	F	2148	常盤5条2丁目3号線		国道453号	1159	常盤28号線	0.22	0.4	0.0
A	60-F16-0	南区	F	386	常盤小学校南線	341	一般道々真駒内御料札	1695	真駒内南7号線	0.42	0.8	0.0
A	60-F17-0	南区	F	1698	真駒内南10号線	1700	真駒内南12号線	9	常盤真駒内線	0.6	1.2	0.0
A	60-F18-0	南区	F	9	常盤真駒内線	1695	真駒内南7号線	341	一般道々真駒内御料札	0.68	1.0	0.0
A	60-F19-0	南区	F	1671	藤野3・5条6丁目1号線	180	藤野18号線	2279	藤野通線	0.4	0.8	0.0
A	60-F2-0	南区	F	1061	澄川6条12・13丁目1号線	9576	澄川厚別滝連絡線	9578	石山西岡線	0.55	1.1	0.0
A	60-F20-0	南区	F	351	藤野宅造5号線	347	藤野宅造1号線		国道230号	0.33	0.7	0.0
A	60-F21-0	南区	F	6	石山西岡南線	1658	駒岡団地6号線	4	真駒内滝野線	0.48	1.0	0.0
A	60-F22-0	南区	F	2090	簾舞72号線	306	藤野自然公園横8号線	2093	簾舞75号線	0.26	0.5	0.0
A	60-F23-0	南区	F	1893	藤野4条6丁目4号線	1828	藤野4条5丁目7号線	229	藤野野の沢13号線	0.12	0.2	0.0
A	60-F24-0	南区	F	224	藤野野の沢8号線	23	藤野野の沢線	188	藤野野の沢5号線	0.52	1.0	0.0
A	60-F25-0	南区	F	1576	藤野野の沢33号線	23	藤野野の沢線	224	藤野野の沢8号線	0.31	0.6	0.0
A	60-F26-0	南区	F	186	藤野野の沢3号線	1576	藤野野の沢33号線	781	藤野野の沢21号線	0.52	1.0	0.0
A	60-F27-0	南区	F	23	藤野野の沢線	1645	藤野4条4丁目1号線	25	野の沢焼山連絡線	0.57	1.0	0.0
A	60-F28-0	南区	F	25	野の沢焼山連絡線	1979	藤野5条5丁目10号線	23	藤野野の沢線	0.26	0.5	0.0
A	60-F29-0	南区	F	1892	藤野4条5丁目12号線	1757	藤野川左岸通線	229	藤野野の沢13号線	0.39	0.8	0.0

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道作業延長	歩道清掃延長	
A	60-F3-0	南区	F	374	石山宅造11号線		国道453号	373	石山宅造10号線	0.17	0.3	0.0
A	60-F30-0	南区	F	164	藤野8号線	1440	藤野123号線	24	藤野焼山線	0.31	0.6	0.0
A	60-F31-0	南区	F	1130	藤野92号線	1134	藤野96号線		国道230号	0.18	0.4	0.0
A	60-F32-0	南区	F	1379	簾舞16号線		国道230号	1794	簾舞47号線	0.9	1.8	0.0
A	60-F33-0	南区	F	1386	簾舞23号線	1499	簾舞37号線	755	藤野自然公園横10号線	0.54	1.1	0.0
A	60-F34-0	南区	F	1792	簾舞45号線	1795	簾舞48号線	2093	簾舞75号線	0.42	0.8	0.0
A	60-F35-0	南区	F	230	藤野野の沢14号線	23	藤野野の沢線	224	藤野野の沢8号線	0.27	0.5	0.0
A	60-F36-0	南区	F	1824	藤野4条5丁目3号線	1821	藤野川南線	23	藤野野の沢線	0.34	0.7	0.0
A	60-F37-0	南区	F	1823	藤野4条5丁目2号線	1893	藤野4条6丁目4号線	1824	藤野4条5丁目3号線	0.48	1.0	0.0
A	60-F38-0	南区	F	24	藤野焼山線	835	藤野62号線	25	野の沢焼山連絡線	0.42	0.8	0.0
A	60-F39-0	南区	F	2204	簾舞区画整理21号線		国道230号		国道230号	0.96	1.9	0.0
A	60-F4-0	南区	F	623	北ノ沢宅造14号線	747	北ノ沢宅造28号線	619	川沿北ノ沢連絡線	0.49	1.0	0.0
A	60-F40-0	南区	F	2199	簾舞区画整理16号線	2195	簾舞区画整理12号線	2198	簾舞区画整理15号線	0.31	0.6	0.0
A	60-F41-0	南区	F	444	北の沢山手線	82	主要道々西野真駒内清		地先	1.16	2.3	0.0
A	60-F42-0	南区	F	1349	常盤40号線	1346	常盤38号線	1348	常盤39号線	0.17	0.3	0.0
A	60-F43-0	南区	F	560	北ノ沢宅造1号線	82	主要道々西野真駒内清	563	北ノ沢宅造4号線	0.28	0.6	0.0
A	60-F44-0	南区	F	563	北ノ沢宅造4号線	560	北ノ沢宅造1号線	561	川沿1・2条6丁目1号線	0.18	0.4	0.0
A	60-F45-0	南区	F	561	川沿1・2条6丁目1号線	82	主要道々西野真駒内清	563	北ノ沢宅造4号線	0.11	0.2	0.0
A	60-F46-0	南区	F	465	川沿町西線	82	主要道々西野真駒内清	512	川沿10条線	1.96	3.0	0.0
A	60-F47-0	南区	F	264	澄川緑ヶ丘19号線	252	澄川緑ヶ丘7号線	260	澄川緑ヶ丘15号線	0.12	0.2	0.0
A	60-F48-0	南区	F	1070	澄川6条12丁目8号線	9576	澄川厚別滝連絡線	1061	澄川6条12・13丁目1号線	0.11	0.2	0.0
A	60-F49-0	南区	F	1078	澄川6条12丁目15号線	1061	澄川6条12・13丁目1号線	1071	澄川6条12・13丁目2号線	0.13	0.3	0.0
A	60-F5-0	南区	F	619	川沿北ノ沢連絡線	623	北ノ沢宅造14号線	623	北ノ沢宅造14号線	0.49	1.0	0.0
A	60-F50-0	南区	F	107	真駒内南町8号線	117	真駒内団地中央線	138	真駒内団地東4号線	0.16	0.3	0.0
A	60-F51-0	南区	F	108	真駒内南町9号線	136	真駒内南町14号線	3	真駒内住宅団地線	0.15	0.3	0.0
A	60-F52-0	南区	F	136	真駒内南町14号線	107	真駒内南町8号線	109	真駒内南町10号線	0.17	0.3	0.0

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道作業延長	歩道清掃延長	
A	60-F53-0	南区	F	4	真駒内滝野線	2035	常盤真駒内2号線	地先	3	4.6	0.0	
A	60-F54-0	南区	F	138	真駒内団地東4号線	99	真駒内団地8号線	108	真駒内南町9号線	0.18	0.4	0.0
A	60-F55-0	南区	F	1989	芸術の森1号線	13	石山3号線		国道453号	0.5	1.0	0.0
A	60-F56-0	南区	F	885	石山23号線	884	石山2条9丁目1号線	18	石山穴の沢線	0.32	0.6	0.0
A	60-F58-0	南区	F	228	藤野4条線	1645	藤野4条4丁目1号線	225	藤野野の沢9号線	0.2	0.4	0.0
A	60-F59-0	南区	F	1645	藤野4条4丁目1号線	23	藤野野の沢線	229	藤野野の沢13号線	0.28	0.6	0.0
A	60-F6-0	南区	F	398	石山真駒内川沿2号線	1582	石山東3丁目7号線		地先	0.2	0.4	0.0
A	60-F60-0	南区	F	347	藤野宅造1号線	351	藤野宅造5号線		国道230号	0.2	0.4	0.0
A	60-F61-0	南区	F	351	藤野宅造5号線	962	藤野73号線	347	藤野宅造1号線	0.14	0.3	0.0
A	60-F62-0	南区	F	475	川沿南1号線	465	川沿町西線	490	観光道路連絡線	0.16	0.3	0.0
A	60-F63-0	南区	F	449	川沿中央線	630	川沿7条4丁目線	490	観光道路連絡線	0.45	0.5	0.0
A	60-F64-0	南区	F	898	十五島公園西6号線	894	十五島公園西2号線	899	十五島公園西7号線	0.2	0.8	0.0
A	60-F66-0	南区	F	300	藤野自然公園横2号線		国道230号		東野々沢川	0.21	0.4	0.0
A	60-F67-0	南区	F	304	藤野自然公園横6号線	307	藤野自然公園横9号線	300	藤野自然公園横2号線	0.24	0.5	0.0
A	60-F68-0	南区	F	1128	藤野90号線	1134	藤野96号線		国道230号	0.18	0.4	0.0
A	60-F69-0	南区	F	1434	藤野117号線	1438	藤野121号線		国道230号	0.23	0.5	0.0
A	60-F7-0	南区	F	399	石山真駒内川沿3号線		国道453号	398	石山真駒内川沿2号線	0.24	0.5	0.0
A	60-F70-0	南区	F	1383	簾舞20号線	1381	簾舞18号線	1379	簾舞16号線	0.23	0.5	0.0
A	60-F75-0	南区	F	709	常盤18号線		国道453号	698	常盤7号線	0.25	0.5	0.0
A	60-F76-0	南区	F	715	常盤24号線		国道453号	716	常盤25号線	0.22	0.4	0.0
A	60-F77-0	南区	F	1797	真駒内南17号線	9	常盤真駒内線	1807	真駒内南27号線	0.17	0.3	0.0
A	60-F78-0	南区	F	1807	真駒内南27号線	1797	真駒内南17号線	1919	真駒内南40号線	0.38	0.8	0.0
A	60-F79-0	南区	F	1633	常盤60号線		国道453号	1159	常盤28号線	0.13	0.3	0.0
A	60-F8-0	南区	F	698	常盤7号線	697	常盤6号線	713	常盤22号線	0.91	1.1	0.0
A	60-F80-0	南区	F	1157	常盤26号線		国道453号	1159	常盤28号線	0.15	0.3	0.0
A	60-F81-0	南区	F	1695	真駒内南7号線	341	一般道々真駒内御料札	9	常盤真駒内線	0.46	0.9	0.0

工区 ID	区	頻度	認定番号	路線名称	起点番号	起点路線名称	終点番号	終点路線名称	区間延長	車道作業延長	歩道清掃延長	
A	60-F83-0	南区	F	276	澄川静療院南4号線	9570	澄川福住線	280	澄川静療院南8号線	0.22	0.4	0.0
A	60-F84-0	南区	F	645	澄川24号線	640	澄川19号線	9582	美園西岡線	0.23	0.5	0.0
A	60-F85-0	南区	F	640	澄川19号線	645	澄川24号線	646	澄川25号線	0.26	0.5	0.0
A	60-F86-0	南区	F	701	常盤10号線	698	常盤7号線		国道453号	0.48	1.0	0.0
A	60-F87-0	南区	F	704	常盤13号線	701	常盤10号線	698	常盤7号線	0.26	0.5	0.0
A	60-F88-0	南区	F	117	真駒内団地中央線	88	真駒内団地5号線	89	真駒内団地6号線	0.17	0.3	0.0
A	60-F89-0	南区	F	9566	平岸澄川線	82	主要道々西野真駒内清	9578	石山西岡線	0.61	1.2	0.0
A	60-F90-0	南区	F	2174	真駒内南43号線	2035	常盤真駒内2号線		地先	0.36	0.7	0.0
A	60-F90-0	南区	F	644	澄川23号線	646	澄川25号線	9582	美園西岡線	0.38	0.8	0.0
A	60-F91-0	南区	F	391	澄川6条7丁目7号線	1909	澄川通線	9582	美園西岡線	0.2	0.4	0.0
A	60-F92-0	南区	F	2302	真駒内本町5丁目3号線		国道453号	59	真駒内団地1号線	0.22	0.4	0.0
A	60-F93-0	南区	F	921	藤野69号線		一般国道230号		地先	0.37	0.7	0.0
A	60-F94-0	南区	F	922	藤野70号線	921	藤野69号線	24	藤野焼山線	0.25	0.5	0.0
A	60-F95-0	南区	F	2378	豊滝21号線		一般国道230号		一般国道230号	0.93	1.9	0.0
A	60-F96-0	南区	F	6	石山西岡南線	2254	駒岡清掃工場横線		地先	0.25	0.5	0.0

工区別路線調書(試行路線として指定する区間)

No	工区	融雪期 増	通常期 減	区	頻度 区間名	認定 番号	路線名称	起点 番号	起点路線名称	終点 番号	終点路線名称	区間延長
18	A	○		南区	C1	9900	主要市道真駒内篠路線	9583	西南線	9583	西南線	2.65
32	A	○		南区	C2	568	藻岩橋通線	9900	主要市道真駒内篠路線		国道453号	0.26
46	A		○	南区	C5	826	川沿石山連絡線		国道453号		国道230号	2.09
80	A		○	南区	D8	1991	南31条西10丁目1号線		国道230号	9583	西南線	0.2
60	A		○	南区	D15	457	藻岩下西11丁目線		国道230号		地先	0.57
58	A		○	南区	D14	458	藻岩下西10丁目線	1991	南31条西10丁目1号線	2005	南35条西10丁目1号線	0.83